

千葉県アルコール健康障害対策推進協議会運営要綱

(設置)

第1条 本県におけるアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進するため、千葉県アルコール健康障害対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

なお、この協議会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、附属機関の性質を有しない。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号。以下「基本法」という。）第14条第1項の規定に基づき県が策定した、千葉県アルコール健康障害対策推進計画（以下「推進計画」という。）の変更に關すること。
- (2) 県が推進計画に基づき行うアルコール健康障害対策に関すること。
- (4) その他、アルコール健康障害対策を推進するために必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は、学識経験者、医療関係者、関係団体等の委員をもって構成する。

- 2 委員の任期は推進計画の終期までとし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 協議会に会長及び副会長を置くこととし、会長は委員の互選によって選出し、副会長は会長が指名する。
- 4 会長は会務を總理し、協議会を代表する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じて県が招集し、議長は会長が務めるものとする。

- 2 県は、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(作業部会)

第5条 第2条に掲げる業務を円滑に推進するため、必要に応じて作業部会を置くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉部障害者福祉推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年9月25日から施行する。